

# 👉 それ、通関士の名義貸しの疑いがあります

**注** 通関士のID・PWを営業所内職員で共有している



ID: ○○○  
PW: ○○○

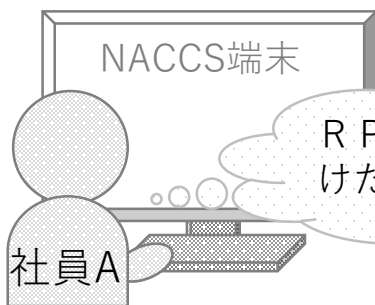
付箋

例) NACCS端末内もしくは周辺で通関士ID・PWが他の人間に共有されており、申告業務を誰でも行える状況にある。



デスクマット下メモ

**注** 自社システムとNACCS申告業務が連動しており、誰でも申告事項登録・申告業務ができる



RPAの実行ボタン押すだけだし、私もできる…



通関業法第33条：通関士（略）は、その名義を他人に通関業務のため使用させてはならない。

通関業法基本通達33-1：法第33条「その名義を他人に通関業務のために使用させる」とは、次のような場合をいう。

- (1) 通関士が自ら通関書類の審査を行うことなく他人に自己の記名をさせる場合
- (2) 法第32条第1号「通関士の資格の喪失」の規定に該当し、通関士でなくなった者が異動の届出のない者が、通関書類に通関士としての自己の記名をさせる場合

